

教育民生委員協議会記録

| | |
|-------|---|
| 開会年月日 | 令和5年11月21日 |
| 開会時刻 | 午前11時34分 |
| 閉会時刻 | 午後1時40分 |
| 出席委員名 | ◎藤原清史 ○辻 孝記 宮崎 誠 中村 功 |
| | 楠木宏彦 福井輝夫 吉岡勝裕 |
| | |
| | 品川 幸久 議長 |
| 欠席委員名 | なし |
| 署名者 | なし |
| 担当書記 | 野村格也 |
| 協議案件 | 1 第2次伊勢市自殺対策推進計画について |
| | 2 伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について |
| | 3 伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について |
| | 4 第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画について |
| | 5 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について |
| | 6 伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》 |
| | 7 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》 |
| | 8 公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について《報告案件》 |
| 説明者 | 教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事、 スポーツ課長 |
| | 健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、 健康福祉部参事、健康課長、介護保険課長、 |
| | 高齢・障がい福祉課長、こども発達支援室長 |
| | 情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長 |
| | |
| | その他関係参与 |

協議経過

藤原委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第2次伊勢市自殺対策推進計画について」外7件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時34分

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

【第2次伊勢市自殺対策推進計画について】

◎藤原清史委員長

それでは、「第2次伊勢市自殺対策推進計画について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

教育長。

●岡教育長

本日は、お忙しいところ教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第2次伊勢市自殺対策推進計画について」のほか報告案件も含めまして全部で8件でございます。

それでは、担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

健康課長。

●谷健康課長

それでは、「第2次伊勢市自殺対策推進計画について」御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。平成31年3月に策定いたしました伊勢市自殺対策推進計画の計画期間が、令和5年度末をもって終了することに伴い、次期計画を策定するもので、計画の期間は令和6年度から令和10年度の5年間といたします。

「1 計画の概要」でございますが、現計画の基本理念である伊勢市自殺対策推進計画

を継承し、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していくための方策を定めるものでございます。

資料1-2、計画案について説明をさせていただきますので、計画案の10ページを御覧ください。まず、伊勢市の現状でございますが、中段下の図2-3を御覧ください。伊勢市の自殺死亡者数の推移でございますが、平成21年は男女合わせて32人でしたが、平成31年の計画策定時には18人、令和4年は16人となっております。

計画案の12ページをお願いします。人口10万人当たりの自殺死亡率を性・年代別で見ますと、男性は30歳代が最も高く、それ以降も高い状況にあります。女性は、20歳未満と30歳代を除く年代で高い状況です。詳細につきましては、9ページから28ページを御覧ください。

次に、計画案の4ページにお戻りください。4、前期計画の評価の課題(1)数値目標でございます。図1に伊勢市の自殺対策の数値目標の推移について、自殺死亡者数と自殺死亡率で表しております。本市では、国の方針を踏まえつつ、平成27年の自殺死亡率22.92を、令和4年には16.6以下と設定し、取り組んでまいりました。その結果、令和4年は12.99まで減少してきております。

計画案7ページを御覧ください。5、計画の数値目標でございます。国は令和8年までに自殺死亡率13.0以下を目指すと言われておりますが、伊勢市では既に目標値を達成しておりますことから、現状や国の方針、三重県の数値目標を参考に、次期計画の目標値を令和9年までに12.5以下と設定いたします。

計画案37ページ、4、施策体系を御覧ください。引き続き、5つの施策を展開してまいります。次期計画におきましては、現状や国・県の方針を踏まえ、施策4に女性への支援を追加いたしました。具体的な取組としましては計画案の38ページから49ページに記載をさせていただきますので、後ほど御高覧ください。さらに、孤立孤独対策やいじめ対策などの新たな事業を盛り込み、関係する各課が連携し、引き続き取組を進めてまいります。

恐れ入りますが、資料1-1にお戻りください。「2 計画策定までの経過と今後の予定」でございます。これまで、関係各課で構成される庁内会議、また保健・医療分野の関係者をはじめ、地域代表、学識経験者などで構成される伊勢市民健康会議で御意見をいただきながら進めてまいりました。

今後は、本日、御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただき、その後、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表してまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、3に記載のとおり、令和5年12月1日から令和6年1月4日にかけて、市内21か所で実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

少し聞かせていただきたいんですが、56ページの参考資料を見せていただくと、自殺対策推進計画の評価と、こういうことでしておるんですが、達成できなかったという項目があるんですが、このことについてはどのように評価をしているんでしょうか。

◎藤原清史委員長

健康課長。

●谷健康課長

達成できなかった項目も幾つかございます。コロナの時期と重なりましたことで、いろんな講演会ができなかったりとか、イベントができなかったりというところで、達成できなかったところはありますけれども、今年からまた事業のほうも開始は順調にさせていただいておりますので、そこのところはまた令和5年度の見込みとして目標に近づいていくような感じで評価はしていきます。また、今後も項目については引き続いて評価をしていきたいと思っております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。そうすると、表を見ると継続ということであるんですが、1項目廃止、いせ若者就業サポートステーションの就職率ですか、これが廃止ということになっておるんですが、この辺はどのような評価というのか、基準、56ページの下から3段目の廃止という項目を見ているんですが、なぜ廃止なのか。

◎藤原清史委員長

健康課長。

●谷健康課長

庁内会議は、担当課のほうとも御相談させていただきながら、こちらのほうはいせ若者就業サポートステーションの就職率のほうを今までは挙げておりましたけれども、今度におきましては新しく女性の支援というところも追加しておりますので、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業や孤独・孤立対策における就労体験の受入れ調整数というところで変更しながら、評価のほうはしていきたいと思っております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

分かりました。そうすると、最後にこの継続する項目があるんですが、今度の計画はそ

の数値目標が全部記載されていないように見受けられたんですが、これ幾つあるのかな、項目が18ぐらいある中で、1つ廃止は分かるんですが、前の計画を見ても、この目標数値が記載されていない項目がかなりあったように思うんですが、その辺は数値目標はこの取組指標の中で別に記載をされているのでしょうか。

◎藤原清史委員長
健康課長。

●谷健康課長

56ページにおきましては、第1期の自殺対策推進計画の評価の項目が載っております。この継続と書いてあるけれども、今委員さんがおっしゃっていただいたこちらの第2次の計画案のところの取組指標に載っていない項目も確かにございます。それにつきましては、関係各課の引き続いて計画を進めていく中で、毎年評価のほうは実施をしていきますけれども、ここの取組の指標のところには挙げていないというような状況でございます。

◎藤原清史委員長
中村委員。

○中村功委員

そうすると、数値目標はあるんですか、ないんですか、各課としても。

◎藤原清史委員長
健康課長。

●谷健康課長

すみません、数値目標はございます。

◎藤原清史委員長
中村委員。

○中村功委員

そうすると、この計画には表現、表してないけれども、各課での数値目標は個々に持つということになるんですね。そうすると、その今度また検証するときに、各課からどのように評価なのか、検証をするのか。こういう数字にまとまっていればすごく分かりますけれども、我々にその各課での数値は公表されていないものですから、その辺はどのように我々は評価をすればいいのでしょうか。

◎藤原清史委員長
健康課長。

●谷健康課長

そうですね、全てが数値目標にあるかどうかということがあるんですけども、ここに載っているものは計画の中で評価は皆様に見ていただけますけれども、ほかのものに関しましては、また次の計画を評価するときにはどのような形で出させていただきますか、また検討していけたらと思います。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。検証できるように各課にも周知していただきたいと、このように思います。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この資料の12ページなんですけれども、策定計画を策定前と策定後の推移がグラフで出ているんですけれども、この中で30歳から39歳の男性が随分多いということ、それから高齢者ですね、高齢者も策定後にも多いということなんですけれども、これ別に、この対策が功を奏していないとかということじゃなくて、恐らくこの時期はコロナの問題もあるから、そういったことの関わりで増えたんだと思うんですけれども、この30歳から39歳の男性、高齢70歳以上の男性の自殺死亡率について、これどのように見ていただいていますでしょうか。

◎藤原清史委員長

健康課長。

●谷健康課長

今おっしゃられていただきましたように、やはりコロナのこともありますので、どうしても働き盛りの方30から39歳、そして高齢者の方におきましては、この自殺の死亡する原因というのを見ましたところ、健康問題であったりとか、家庭問題が多いというところが挙がってきておりますので、そういうところが高齢者の方が多い原因なのかなというふうには感じております。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

大体そんなことだと思うんですけども。それで、月別の自殺者の数なんですけれども、これ19ページにあるんですけど、8月が随分多いんですけども、これをどのように見ているんでしょうか。

◎藤原清史委員長

健康課長。

●谷健康課長

この8月が多いというのは、ちょっと推測の域を超えることができないんですけども、学生さんが多いわけでもありませんし、うちの伊勢市の中の自殺の状況を見ますと、高齢の方、それから働き盛りの方が多いところですので、ちょっと8月がなぜ多いのかというところは、すみません、ちょっと私のほうでも分かりかねるところです。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

分かりました。28ページに、伊勢市の自殺の現状から見る傾向ということで、若年世代が全国的には小中高生の自殺が増加していると。だけれども、本市では少数であるということで、数を見ても1位か2位だったと思うんですけども、そういう状況だと思いますので、これ自体が8月に多いから、それが学生に関係があるとかそういったことじゃないと思いますので、それはいいと思いますけれども、これちょっと気になりましたものから。ただ、子供の問題じゃないということで、解釈をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について】

◎藤原清史委員長

次に、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

介護保険課長。

●森本介護保険課長

それでは、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について」御説明申し上げます。資料2-1を御覧ください。現計画期間が令和5年度末をもって終了することに伴い、次期計画を策定するものでございます。

「1. 計画の概要」を御覧ください。本計画は、高齢者が元気に活躍し続けられる、また安心して暮らすことのできるまちづくりを推進し、地域共生社会の実現とともに地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した施策を推進するため、老人福祉計画と介護保険計画の2つの計画を一体として策定しようとするものです。(1) 具体的な施策につきましては、①から⑧のとおりとなっております。詳細につきましては、資料2-2計画(案)の67ページから96ページにかけて記載しております。

恐れ入りますが、資料2-2、73ページを御覧ください。施策2、認知症施策の総合的な推進についてですが、令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立したことに伴い、今回、認知症施策推進に向けた市町村計画を本計画に盛り込んでおります。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。「2. 計画策定までの経過と今後の予定」でございます。計画策定に当たりましては、高齢者や事業所へのアンケート調査などを実施し、ニーズの把握に努めるとともに、伊勢市地域包括ケア推進協議会の委員の方々から御意見をいただきながら進めてまいりました。今後の予定ですが、本日、御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その後、伊勢市地域包括ケア推進協議会での協議を経て、教育民生委員協議会へ御報告申し上げます。次期保険料率について3月議会定例会へ条例改正案を提案させていただく予定でございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、3に記載のとおり、令和5年12月1日から令和6年1月4日にかけて、市内22か所で実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

計画のほうの47ページなんですけれども、ケアプランを作成する中で量的に不足しているサービスというところで、訪問介護が45.8%不足しているということなんですけれども、短期入所生活介護も多いですけれども、こういった状況について利用者へのサービスへの提供という点で何らかの支障が出ていないのかどうか、その辺について確認をしたいと思います。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●森本介護保険課長

確かに、アンケートでちょっと割合、訪問介護の45.8%、高いんですけども、事業所からそういったサービスが利用できないとかというお話は聞いてはおりません。以上です。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

事業所ではそうかもしれないんですけども、実際、利用者はどうなのかなとちょっと気になるんですけども、その辺はまた調査する必要があるんだと思いますけれども。

それから、施設のほうの問題なんですけれども、92ページから93ページですが、このあたりで92ページ、93ページで、施設の整備について新たには見込まないものとするというふうに施設・居住系サービス、それから地域密着型サービスについても書かれているんですけども、この特別養護老人ホームの入所の待機者が今どのくらいだと見ていらっしゃるんですか。それから、そういった方々に対応できるかどうかという点で、この数は十分なのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●森本介護保険課長

特別養護老人ホームの待機者につきましては、数的にはちょっとアンケート調査でも今回聞き取りをさせていただいて、100人とかという数字は出てきておりました。ただ、ちょっと施設のほうで実際に真の待機者みたいな形の人数を聞かせてもらったところ、そんなには多くはなく、大体50人ぐらいというような施設が多かったです。現在、特養としては14施設で、777人の定員を持っております。あと、市内の有料老人ホーム等39か所程度あって、定員としては1,200人程度あります。そのうち、介護保険適用される特定施設になっている施設は6か所で、271名あります。

こういった状況を勘案しまして、特養待機者も以前と比べると待機期間も待つてはいただかないけないんですけども、短くなってきているということも、そういった把握もさせていただきましたので、ちょっと今回の計画については、ちょっと整備を見込まないということに一応させていただきたいとは考えております。以上です。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

計画のほうで少し聞かせてください。計画の11ページを見せていただきますと、高齢者の人口の推移ということで載せていただいております、グラフのほうを。また、人数のほ

うも後期高齢者のほうがずっと右肩上がりになっていまして、まだまだ高齢者の、特に後期高齢者の人数は増えていくんだらうというふうに思いますけれども、その中で40ページのほうに、それに対応していく職員の過不足の状況ということでグラフをつけていただいております。現在もいろんな施設において、かなり職員さん、不足しているというふうな状況もよく伺ったりもするんですけれども、特に訪問介護、⑤ホームヘルパーについては、やはりかなり不足をしている状況ではないかというふうに思います。その辺、これからもいろいろと考えて、この職員の確保に向けて市ができることがあれば取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺のお考えは教えていただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●森本介護保険課長

確かに、アンケートの結果を見ると職員不足をしているということで、市としても対策は常日頃から考えているんですけれども、現在、介護分野への参入促進の定着を図るために介護職員の初任者研修等の受講料の助成を実施しております。来年度に向けて、何か有効な支援はないのかちょっと現在も検討はしておりますが、今回の介護保険制度の改正で、都道府県に対して介護サービスを提供する事業所、または施設の生産性の向上に資する取組が推進されるよう努める旨の規定が新設されました。そのため、来年度、三重県主導の下、介護人材の確保を処遇改善などを適正に支援する、つなぐワンストップ型の総合的な事業所への支援を可能とする介護生産性向上総合相談センターというのが設置されることとなっております。今後、このセンターを活用することで、介護職員の人材確保につながるよう、三重県と連携を図っていきたいと考えております。以上です。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。介護報酬であったり、国や県の取組等も参考にしながらやっていかなければいけないのかなと思っておりますけれども、ぜひいろいろとしっかりと取り組んでいただけたらというふうに思います。

最後に、地域密着型サービスのほうの施設を、先ほど楠木委員からも施設サービスのことでお話いただきましたけれども、93ページのほうに載せていただいております。これを見せていただきますと、この計画期間中の令和8年度末までに、小規模多機能を1つ減らして、看護小規模多機能をこの令和5年度末で1つ、また令和8年度末にはもう一つということで、先日、看護小規模多機能の職員募集のチラシもを見せていただきまして、もうすぐ1つできるんだなということを見せていただきました。この辺についてもう少し説明をいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●森本介護保険課長

地域密着型サービスについてですが、今年度末、2月の中旬と聞いているんですけども、伊勢田中病院が看護多機能型の居宅介護を申請する予定であります。令和5年度末が1となっており、令和8年度末見込みが2については、現在のサービスが小規模多機能型居宅介護である事業所が令和8年度末までに看護小規模多機能型居宅介護に移行する予定であります。このことにより、小規模多機能居宅介護が9から8に減っております。看護小規模多機能型居宅介護になりますと、利用ニーズにも対応した在宅サービスが提供できるようになりまして、介護医療、介護ケアを受けることができますので、医療ケアが必要な方も安心して介護サービスを受けることができるようになるかと考えております。以上です。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございました。終わります。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

それでは、少しお聞きさせていただきます。この68ページに、地域包括支援センターの機能強化の云々、68ページから72ページ辺りにいろいろ書いてございます。地域包括支援センターは市内に6か所設置しておるということで、72ページを見ますと、6か所が明示されております。その中で中部地域包括支援センター、これは社協の中にある、八日市場町にあるセンターなんですけれども、これについて少しだけ聞かせてください。

社会福祉協議会にこの建物自体、福祉健康センターは無償譲渡されております。その中で以前施設内にあった健康課も駅前の伊勢市健康福祉ステーションMIRAISEに移転をしております。そのような状況の中で、この地域包括支援センター、要するに地域包括ケアの拠点として高齢者の生活を支える総合機関として役割を担っておるということでございますが、こういういろいろな変化の状況の中で、地域包括支援センターの業務の状況、今その福祉健康センターの業務の状況ですね、どのようになっているか、また今後、どのような状況になっていくのか、支障はないのか、ちょっとその辺について教えてください。

◎藤原清史委員長
健康福祉部参事。

●小林健康福祉部参事

中部包括支援センターでございますが、この6か所、地域包括支援センターがございまして、中部地域包括支援センターは倉田山地区と厚生地区を担当していただいているという状況でございます。地域包括支援センターは、やはり高齢者の増加、高齢化に伴い、大変相談も増えておりますし、地域共生型という形で高齢者のみでなく、障がいの方たちの御相談とか、いろんな幅広い相談を受けていただいている状況でございます。

それに伴い、令和5年度から委託が開始しましたので、人員の増強、また委託料の増額などをしまして、対応をさせていただいているところでございますので、そういうふうに状況を見ながら、今後の委託についても考えていきたいと思っております。よろしく願います。

◎藤原清史委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。その辺で委託のほうの増強をしながら今後も進めていくということでございます。その辺については、ちゃんとしたっていただければありがたいと思います。その中で、今現状、少しですね、ちょっと危惧することがあると思いましたが、要するに一般市民の立ち寄りが非常に難しいような状態になっております。というのは、委託された後に、その中の改修工事をやるということで今、設計がやられておるといふことの状況の中、当初10月から3月までは、そこの施設が使えないというような状況になって、一般市民は今そこのいろんな部屋とか、要するにいろんな一般市民が立ち寄りやすい状況の中でこういうものは成り立っていくんじゃないかと思っておりますので、そういう状況が今できていないという状況ですものですから。それで、いろいろ話を聞いてみますと、今、設計段階中だと。設計段階中であるならば、別に工事していないんだから使えるんじゃないかということで、一般市民からかなり苦情も来ております。それで、いろいろ市民からの苦情もあった中、つい先日、変更されてきました。来年の12月20日から8月頃までですか、に使えない期間を延ばすというような状況が今聞いております。そういうような状況の中で、今後こういう分が支障ないのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎藤原清史委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

包括支援センターについてお答えをさせていただきます。現在、委員仰せのように、福祉健康センターをリニューアルするということで、設計業務を行っていただいております。また、その後改修工事がされるということを知っておりますが、包括支援センターにつき

ましては、その現在の福祉健康センターで引き続き業務をしていただくということをお願いしております。工事につきましても、全館停止してということではなく、できるところから部分的な改修を行うということでございますので、使用できないというようなことはないというふうに聞いております。以上でございます。

◎藤原清史委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。その辺を聞かせていただいて安心しております。というのは、半年間にわたって使えないという状況が続く中、全館一斉に使えないとなると、やっぱり一般市民としていろんな活動をしていく中で、もう活動やめますというような意見もかなり出てきておるのを聞いております。やっぱりそういうことではいかんと思いますので、半年間にこれから3月から8月までということで、期間が変わってきたんですけれども、全館しないのであれば、その工事をしている部分だけは使えないけれども、工事をしていない部分は使えると。包括支援センターとして使うところですので、そういう面ではちょっと使えるように、部分的な部分でも使えるようにしていただければとそういうことで、この一般の方が、市民が立ち寄っていただいて、地域包括支援センターの機能も充実していただくようお願いしたいと思っておりますので、そここのところをちょっとお願いさせていただきます。

◎藤原清史委員長
他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長
御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後0時09分
再開 午後0時09分

◎藤原清史委員長
休憩前に引き続き会議を続けます。
会議の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分
再開 午後0時58分

◎藤原清史委員長
休憩前に引き続き会議を続けます。

【伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について】

◎藤原清史委員長

次に、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について」御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

それでは、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について」御説明申し上げます。

資料3-1を御高覧ください。「1 計画の概要」でございますが、基本理念及び基本目標については、障害者基本法に基づき令和3年3月に策定をいたしました第2期障がい者計画と共通とし、ニーズ調査の結果や福祉サービスの利用実績に基づき、今後3年間の具体的な数値目標や福祉サービスの見込量を設定するとともに、これらを確保するための方策等を定めるものでございます。(1)具体的な施策につきましては、①から⑤のとおりとなっております。

詳細につきましては、資料3-2、計画案のほうを御覧ください。資料3-2、計画案の18ページから29ページにかけて記載をしておりますが、特に重点的に取り組むべき事項といたしまして、29ページを、資料3-2、計画案の29ページを御覧ください。(1)相談支援体制の充実・強化としまして、サービス等利用計画等を作成する計画相談支援事業所の確保に努めるとともに、引き続き、基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員等の人材育成など、地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図ることとしております。また、(2)として、地域生活支援拠点の機能の充実に必要な取組を進めてまいります。

恐れ入りますが、資料3-1にお戻りください。資料3-1の「2 計画策定までの経過と今後の予定」でございます。これまで、障がいのある人や事業所へのアンケート調査などを実施し、ニーズの把握に努めるとともに、記載のとおり、伊勢市障害者施策推進協議会及び専門部会での協議を重ねてまいりました。

今後は、本日、御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その後、伊勢市障害者施策推進協議会等の協議を経て、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表してまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、3に記載のとおり、令和5年12月1日から令和6年1月4日にかけて、市内23か所で実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私から1件だけ聞かせていただければと思います。実際に障がいを持つ親として、ペアレントトレーニングのほうを2ページにわたって記載していただいておりますが、今回このペアレントメンターという視点からも内容が1項目も含まれていないということで、現在では、各自治体でもペアレントメンターの重要性、これについては実際に障がいを持っている親の立場として違う保護者の方をサポートする、そういった内容にもなってきます。このペアレントメンターの活用について記載はないものの、何かしら協議会等でも意見は出ているかと思いますが、その点についてお尋ねしてもよろしいでしょうか。

◎藤原清史委員長

こども発達支援室長。

●樋口こども発達支援室長

宮崎委員からの御質問にお答えさせていただきます。ペアレントメンターとって、三重県自閉症協会さんがそういった先輩の保護者の方ということで、いろんな現在発達にいろいろな支援が必要な保護者の方に対して相談をしていただいたり、一緒に研修活動をしていただいたりということは、三重県の子ども心身発達医療センターのほうからもいろんな情報はいただいております。

今回、駅前移転しまして、ペアレントトレーニングのほうも本格実施ということで、ペアレントトレーニングの研修会等でもそういったペアレントメンターであったりとか、先輩のそういった実際にペアトレを卒業された方も合流して、意見交流するというのは有意義であるというの聞いておりますので、今後そういったペアレントメンターの方との交流であったりとか、情報共有、連携はしていきたいと思っております。以上です。

◎藤原清史委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

実際に市内の小学校で保護者であられる方の中で、支援クラスで指導をしていただいている保護者の方もいらっしゃいます。この方は、自分のお子さんもお持ちということで、違った観点で教育の分野だけではなくて、やはり親としての立場も含めて、そういったいろいろな観点から御意見等もいただいているということで、保護者の方からもそういった方を増やしてほしいとか、そういった意見を聞いたこともあります。そういう意見がありますので、どうしても市内全体でこういった計画の中にも盛り込んでいくべきかと思いますが、今からではちょっと遅いかもしいんですけれども、今後、どのように考えられるのか、その点だけお聞かせ願えますか。

◎藤原清史委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

ただいま委員御指摘の点も含めまして、今後計画の中身を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画について】

◎藤原清史委員長

次に、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画について」御協議願います。

当局から説明願います。

健康福祉部参事。

●小林健康福祉部参事

それでは、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画について」御説明申し上げます。

資料4-1を御高覧ください。「1 計画の概要」でございますが、計画が目指すこと及び基本理念につきましては、平成31年3月に策定した第3期計画から継承し、支え合い・助け合いの理念の下で、幅広い住民参加により、地域住民主体のまちづくりを目指すとともに、高齢、障がい、児童などの世代や分野を問わない地域福祉の推進に関する事項を定めるものでございます。計画期間は、5年間です。また、本計画につきましては、地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会が策定します地域福祉活動計画と一体的に策定するものでございます。(1)具体的な施策につきましては、①気軽に相談できる体制の充実から⑨の権利擁護支援体制の充実のとおりでございます。詳細につきましては、資料4-2計画案の、23ページからの第4章、計画の推進に向けた具体的な取組の推進目標として設定し、それぞれの取組を記載しております。

では、資料4-2、計画案の24ページをお願いいたします。主なものとして、2、SOSを出せない人への対応において、困っていることを相談できない人の声をキャッチし、早期に対応する体制を整えるとともに、継続的に支援できるよう取り組んでいくこととします。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。3、働きづらさを抱えた人への支援として、孤独・孤立に悩むなど、様々な理由で働きたくても働くことができない方に、その個性や意欲に応じた社会参加や、就労に向けたチャレンジのきっかけづくりを行い、支援に取り組んでいくこととします。

次に35、36ページをお願いします。9、権利擁護支援体制の充実として、第2期成年後見制度利用促進計画を本計画に盛り込んでおります。

恐れ入りますが、資料4-1にお戻りください。「2 計画策定までの経過と今後の予定」でございます。これまで、市民アンケートや事業所へのアンケート調査などを実施し、ニーズの把握に努めるとともに、伊勢市地域福祉計画推進委員会での協議を重ねてまいりました。今後は、本日、御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただき、その後、伊勢市地域福祉計画推進委員会の協議を経て、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表してまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、3に記載のとおり、令和5年12月1日から令和6年1月4日まで、市内21か所で実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎藤原清史委員長

次に、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について、御説明申し上げます。

資料5-1を御覧ください。まず、1の背景でございます。伊勢志摩定住自立圏につきましては、圏域が目指す将来像やその実現のために必要な具体的取組等を定めた計画書であります共生ビジョンに基づきまして、これまで取組を進めてまいりました。第2次共生ビジョンにつきましては、計画期間が令和5年度で終了しますことから、引き続き圏域の課題に対応するため、第3次となります共生ビジョンを策定するものでございます。

次に、2の経過でございます。（1）に記載のとおり、第3次共生ビジョン策定に向けまして、令和5年4月から5月にかけて、圏域市町の課題や連携取組に関する意見を圏域の住民から募集をいたしました。意見募集の結果につきましては、医療・福祉分野、産業分野、公共交通・基盤整備の各分野におきまして7件の意見を頂戴しております。

次に、（2）でございます。中心市であります伊勢市と連携市町で構成します各部会におきまして、第2次共生ビジョンにおける取組事項の検証、また第3次共生ビジョンにおける取組の検討を行いました。取組の検討におきましては、圏域の機能を向上させるため、

国の定める要綱の改正内容や、先ほどの圏域住民の皆様からの御意見を踏まえ、取組の拡充や現行の共生ビジョンにない新たな取組の設定について協議を行ってまいりました。

また、(3)に記載のとおり、圏域の有識者等で構成いたします伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催し、意見聴取を行っております。

3のビジョンの概要でございます。計画期間につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、毎年度、所要の変更を行うことといたします。(2)の具体的な取組事項につきましては、第2次共生ビジョンに定めております32の取組につきましては、全て継続することといたしております。また、2つの新規取組を設定し、合わせて34の取組で構成をいたしております。

新規取組の2件について、その概要を御説明いたします。資料5-2を御覧ください。計画案21ページ、データでは22ページとなります、を御覧ください。自転車の活用推進に係る取組でございます。ナショナルサイクルルートに指定されました太平洋岸自転車道や各市町の交通の結節点等において、安全で快適な自転車の通行環境を確保するため、令和4年度に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設置し、自転車活用に向けた取組の検討を進めているところでございます。

今後、圏域市町の連携の下、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体での自転車活用に向けて、新たに協定を締結し、取り組んでいきたいと考えております。なお、協定の対象となります市町につきましては、全市町でございます。

次に、35ページ、データの36ページを御覧ください。インクルーシブスポーツ環境の充実に係る取組でございます。インクルーシブスポーツの普及啓発につきましては、関係団体と連携し、イベント等を開催するなど、取組を進めているところでございます。

今後、関係団体との連携強化の下、イベント、講習会や研修会等の開催により、さらなる普及啓発を図るため、新たに協定を締結し、取り組んでいきたいと考えております。こちらにつきましても、協定の対象となります市町につきましては、全市町となっております。

以上、新規取組について、御説明を申し上げます。

資料5-1の裏面、2ページにお戻りください。今後の予定でございます。今回の各常任委員協議会における協議をいただきました後、12月にパブリックコメントを実施いたします。実施期間につきましては、12月1日から年明けの1月4日までを予定しております。縦覧場所は、市内19か所及び圏域市町の主要施設を予定しております。パブリックコメントにおいて頂いた意見につきましては、計画案への反映等を検討するとともに、意見に対する考え方を整理いたしました後、共生ビジョン懇談会、また再度、市議会のほうにパブリックコメント結果の御報告・協議をいたします。

これらを踏まえまして、3月には、各市町の議会に協定の新規締結及び変更について議案を提出し、議決をいただきましたら協定締結を行い、共生ビジョンの策定・公表を行う予定でございます。

資料5-3につきましては、第2次共生ビジョンにおける取組の進捗及び課題を整理し、第3次共生ビジョンの策定につなげるため、現時点における暫定の総括を行ったものとなっておりますので、後ほど御高覧いただきますようお願いいたします。

以上、御説明を申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今回、自転車の活用とインクルーシブスポーツの関係で2つ追加ということで聞かせていただきました。特に自転車については、元伊勢市の職員の方で、世界チャンピオンの方もお見えですし、また、自転車は健康管理にも随分効果があると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただけたらというふうに思います。

また、次のインクルーシブのスポーツのほうで少しお尋ねをしたいと思いますが、今回、スポーツの中でもインクルーシブスポーツということで取組を載せていただきました。その点の定住自立圏共生ビジョンに至った経緯について少しお聞かせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●東浦スポーツ課長

昨年度からインクルーシブスポーツの推進のほうを図っておる中で、多くの方にインクルーシブスポーツとは何かということを知っていただき、体験していただくことが重要というふうに考えております。

その上で広域的に取組を行うことがより早く市民の皆様に浸透するのではないかというふうに考え、来年度からの新規の取組として提案をさせていただきました。以上でございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。それでは、いろいろと35ページには、企画書みたいな感じで書いていただいているんですけども、もう少しどのような取組を考えているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●東浦スポーツ課長

まずは来年度についてでございますが、現在連携しております伊勢市スポーツ協会や皇

學館大学等に加え、圏域内の担当職員などによる各市町での広報啓発、また当日の運営協力を得ながらインクルーシブスポーツフェスタの事業を行っていきながら、徐々に拡大を図っていきたい、そのように考えております。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。この35ページを見せていただくと、そういった団体の方のお名前が出てくるんですけども、伊勢市においてもインクルーシブスポーツ、いろいろとやっていたいて、スポーツ推進員の皆さん、一生懸命お手伝いをしていただいたり、また、総合型地域スポーツクラブの皆さんも一緒に参加していただいたりと、そういった方もたくさん参加をしていただいております。連携市町のそれぞれにおいてもスポーツ推進員さん、それぞれ市町にお見えですし、総合型クラブも連携をしてきているというふうに聞いておりますけれども、そういったところも一緒にぜひやっていくべきではないかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えか教えてください。

◎藤原清史委員長
スポーツ課長。

●東浦スポーツ課長

委員仰せのとおり、スポーツの関係団体の皆様と連携を取っていくということは、必ず必要になってくることだと考えております。特に、スポーツ推進員の方につきましては、これはもう各市町にも配置をされておりますことから、まずは圏域内のスポーツ推進員さんへ協力を求めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎藤原清史委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。ありがとうございます。今回、そのインクルーシブスポーツということで、伊勢市においてはインクルーシブ公園であったりとか、このインクルーシブというのが少しずつどういったことなのかというのは認知されつつあると思うんですけども、まだそれぞれの市町においてはこの言葉自体が、なかなかインクルーシブって何というところからへんからあたりするのではないかなというふうに思います。その辺も含めて、これからしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎藤原清史委員長
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」当局から報告を願います。
教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

それでは、「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」御報告のほうをさせていただきます。

資料6を御高覧ください。1に記載しております伊勢図書館及び小俣図書館の指定管理につきましても、令和6年3月31日をもって指定期間が満了するため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

2の指定管理候補者でございますが、株式会社図書館流通センターが候補者として選定され、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

4の公募の状況でございますが、御覧の1社から申請書の提出を受け、5に記載をしております選定委員会によりまして御意見を伺いながら、候補者を選考してまいりました。

6の選定までの経過としましては、8月21日の現地説明会では2社の参加のほうでしたが、8月28日から9月22日までの応募受付では、1社の応募となりました。審査に当たりましては、10月6日の実施いたしました書類審査及び10月13日、公開プレゼンテーション審査を行いまして、候補者を選定いたしております。

12月の市議会の定例会のほうには、指定管理者選定の議案のほうを提出させていただきたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」御報告をさせていただきました。

◎藤原清史委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

副委員長。

○辻孝記副委員長

1点だけ確認させてください。今回、公募で選考されたということで、当初は2社が来たということですが、最後は1社だったということもありますが、引き続きのところはやっていただけというふうなお話だったと思うんですが、この新しく指定管理を公募した

中で、新しくこういう事業をするとか、目新しいものは提案されたというふうなことはあったんでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

まず、今年度5月から取り組んでおります電子図書館というのもございますので、こちらのほうを今試験導入という形でさせていただいていますが、こちらのほうの内容のほうの充実と申しましようか、どんどん進んでおりますので、こういった提案もありますのでどうかというようなお話もございました。

また、こちらのほう、学校の関係になるんですけれども、小学校と今、子ども読書推進計画のほうも私どもも進めておりますので、そういったところとも連携できるような内容について、いろいろお話のほうございました。以上でございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。継続してされるということなので、どんどん新しいものとか、いいものを取り入れていただきたいなというふうに思いますので、今後選考する際にはそういったことも含めて検討してもらいたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」当局から報告をお願いいたします。

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

それでは引き続き、「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」御報告のほうを申し上げます。

資料7のほうを御覧ください。1に記載しております伊勢市生涯学習センターの指定管

理につきましては、令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了するため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

2の指定管理候補者でございますが、特定非営利活動法人まなびの広場が候補者として選定され、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

4の公募状況でございますが、御覧の1社から申請書の提出を受け、5に記載しております選定委員により選定委員会で御意見を伺いながら、候補者のほうを選考してまいりました。

6の選定までの経過といたしましては、8月22日の現地説明会に1社の参加があり、8月28日から9月22日までの応募受付で1社の応募のほうがございました。審査に当たっては、10月3日実施の書類審査及び10月11日の公開プレゼンテーション審査を行い、候補者を選定いたしました。

市議会12月定例会には、指定管理者指定の議案のほうを提出させていただきたく考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」御報告のほうをさせていただきました。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

副委員長。

○辻孝記副委員長

すみません、これも同じことだと思っております、今の継続だけの指定管理というよりは新しいものも含めたものがやっぱり多分提案されているのかなというふうに思うんですが、その辺のことはあったんでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

まず、内容につきましては、こちらのほう、従来していただいております内容、生涯学習センターの講座等ございますが、こちらのほう、やはり時代の流れに合ったもの等、例えば今の段階でしたら、当然デジタル化社会に対する内容等、今ニーズ等もたくさんありますので、そういったものを取捨選択しながらやっていきたいと、このようなお話のほうもございました。以上でございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。1点だけみたいな話だったんですが、様々な事業として取り組んでもらえるチャンスがあるかと思imasので、その辺を含めて今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」当局から報告を願います。
教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

それでは、資料8を御高覧ください。「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」御報告を申し上げます。本件につきましては、9月定例会前の3協議会におきまして、公民館等集会施設の譲渡等に関する方針案についてを御協議いただきましたが、その際に頂戴した御意見等を参考にいたしまして再度検討し、方針のほうを決定いたしましたので御報告を申し上げます。

前回、御協議いただいた内容から、1の譲渡に当たっての基本的な考え方の(1)について、下線部の箇所を追記しましたので、御説明をさせていただきます。(1)については、集会施設として、現行の用途を継承する期間を明確化する必要があることから、市が所有する集会施設の建物及び土地については、一定期間、現行の用途を継承することを条件とした上で自治会等へ無償で譲渡することとさせていただきます。一定期間の説明につきましても、記載のとおり、引渡日から10年間、または国の補助金の交付を受けている場合は、その財産処分の制限期間と比較をいたしまして、いずれか長いほうの期間とさせていただきます。

なお、2の建物修繕等について以下の内容につきましては、前回の内容と変更はございません。

また、資料裏面の対象施設一覧表には、認可地縁団体の取得状況等の情報のほうを加えさせていただきますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

今後についてでございますが、この方針に基づきまして、地元自治会等と譲渡に向けての協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」御報告のほうをさせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

報告案件ですけれども、少し聞かせていただけたらと思います。この2ページ目のほうの対象施設の一覧ですね、3か月前の前回からは大変詳しくいろいろと記載していただきましてありがとうございました。その中で、この自治会の皆さんからもたくさん心配というか、分からんという声をたくさん聞いておるのが現状です。今回この中で、この譲渡に当たっての考え方の中で、この一定期間というものを追記をしていただきました。いろいろと話があった中でかと思えますけれども、まずそこについて説明をいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

前回、御協議いただきました内容におきまして、この表現につきましては、現行の用途を継承することを条件として無償譲渡するというところで、現行の用途を継承してくださいという表記のほうにとどまっておりました。この中で、用途の継承期間が解釈によって異なってしまうので、不明瞭であったということから今回、一定の期間を示す必要があるということで、この内容のほうを追記をさせていただいたところでございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。あと、その中身なんですけれども、引渡しから10年、またその国の補助金交付等を受けている場合は、その期間といずれか長いほうということでありましてけれども、この10年というものがどうなのかというところで、どのようなものを参考にこの10年と決められたのか、少しその辺、教えていただいてもいいでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

参考にさせていただきましたものにつきましては、国のほうが普通財産を譲与する場合の制限期間、こちらのほうが10年というのがございましたが、そちらのほうも参考にさせていただきました。また、当市といたしましては、市が実施する修繕の内容についてでございますが、建物の安全性確保の修繕、こちらに加えまして、長く使用していただけるよ

う、機能維持の修繕のほうも併せて譲渡に当たっては実施をいたしますことから、10年という期間を定めさせていただいたところでございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。ありがとうございます。昨日も少し自治会の皆さんと懇談会があったわけなんですけれども、いろいろとこの修繕等について、どこまでしてもらえるんやろかということで、それぞれ多分、各公民館において全部違うんだろというふうに思いますけれども、やってもらえると思っているようなところであったり、これは難しいやろかという思いであったり、たくさん多分あるんだろというふうに思います。その辺、前回の説明をされてから随分経過もしているというところも、昨日もその話もあったんですけれども、その辺、もう少しこの修繕等について教えていただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

まず、譲渡に当たっての修繕の内容なんですけど、参考のところにも書かせていただきました。1ページ目の一番下の部分なんですけど、譲渡に当たりますとしましては、施設の安全性及び機能維持に関する修繕のほうも併せてさせていただくということになっています。内容の判断等につきましては、令和元年度にはなるんですが、施設の基礎調査というものをさせていただいておりますので、それに基づき判断のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

施設の安全性の判断、具体的に申し上げますと、広範囲に著しい劣化と見られるようなものにつきましては、安全性の確保が必要であるのでさせていただく。また、安全性には問題ないものの、機能的に問題が生じ始めているものにつきましては、機能維持という観点でさせていただくと、このように考えております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。地区によっては、自治会長さんがなかなか悩まれているなんていう方も話も伺っておりますし、また、なかなかうまいこと説明できるかいなということで、なかなか自分では説明ようせんというふうなことも少し伺ったりもしております。やはりその辺、これで了としたいと思っておりますけれども、認可地縁団体のことであったりとか、なかなか難しいところもあるのかなと思っておりますので、その御意見をしっかりと受け止められるように、職員のほうでしっかりと説明をいただきたいと思っておりますけれども、その辺はどのよ

うに考えていらっしゃるのでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

今年2月から5月にかけて対象自治会のほう、皆さん、集まっていたのの説明ということでさせていただきました。そのときには、まだいろんな御質問もいただいたり、詳細な内容については決定いただいていないような御質問もございましたので、今後、そちらのほう、全体だけじゃなくて今度は個々に当たっていく機会が多くなってくると思いますので、そちらのほう、個別具体的に対応のほう丁寧にしてまいりたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。いろいろ大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

副委員長。

○辻孝記副委員長

すみません、確認だけさせてください。昨日も自治会連合会の方々と懇談会をさせていただいておりました。様々な混乱されているというお話がちょっとありまして、どこが窓口なんやということがありました。その辺のところはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

まず、窓口につきましては公民館、この38施設ございますので、私どものほう対象のところ、私どもの社会教育課のほうがこの公民館の担当として、窓口として当たっております。また、その説明会させていただいたときには、やはりその認可地縁団体というところの部分について、特に個別の、認可地縁団体に限った説明会等を開いてほしいという要望もございましたので、その節には認可地縁団体の担当所管課と一緒に併せて対応もさせていただいたところでございます。

◎藤原清史委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。そうすると、何かこのことについて相談とか話をしようと思うときには、その社会教育課のほうにお話をするということによろしいのでしょうか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

こちらの裏面のほうにもございますように、38施設の所管課という課がございます。でするので、そちらのほう、二見のほうでしたら、二見総合支所生活福祉課のほうが窓口になりますし、38番の二見健康管理増進センターのほうは農林水産課のほうが第一的な窓口になろうということがございます。私どものほうもそちらのほうの説明会には同席をさせていただくことで考えております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。そういうことで所管がありますので、あれなんですけれども、例えば所管が違うということもありまして、また、参事が同席されるということで内容的には一緒になると思いますが、修繕等をしていく中で、ここはこんだけやった、こちらは違うというふうな話にならないような状態をつくってもらいたいと思います。その辺のところはちゃんと話はできておられますか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

まず、基準につきましては、令和元年度に実施いたしました建物の基礎調査に基づき、させていただくものでございます。こちらのほうに個々の内容のほう、詳細に区分的な内容もございますので、それを基に時点修正も図りながら対応をしていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

以前、私、質問させてもらったときに、まず基礎調査が先ほどの話で令和元年にあったと。それから、期間も長くなってきているので、もう一遍調査をするようなお話があったかと思うんですが、そのことは考えておられないんですか。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

令和元年度のことにつきましては、初めての調査ということで大部分のことで、全体を一からさせていただいた状況でございます。その段階では、おおむね全体的の様子というのも確認できましたので、それを今後は個々に時点、再度経過もたっておりますことから、それを調整していくということで考えております。ですので、改めてもう一度全部を一斉に調査をするということについては、今現在は考えていないところでございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

例えば、この4年間、5年間の間ですね、当然不具合等が出てきたところは、もしあったとしたら、その辺のところも追加して話ができるということで理解していいですかね。

◎藤原清史委員長

教育委員会事務局参事兼社会教育課長。

●沖塚教育委員会事務局参事兼社会教育課長

そのように状況に応じて対応していく必要があるというふうに認識しております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。いずれにしても丁寧にちょっと自治会のほうと説明をしていただきたいと思いますし、やっぱり不都合があってははいけませんので、また公平性に欠けてもいけませんので、そんなところをしっかりと基本的なことを話をさせていただいて、納得していただいて、譲渡を受けていただくということが本来の伊勢市のスタンスなんだろうなと思いますので、その辺も含めてしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

◎藤原清史委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時40分